

平成21年第4回定例会採択請願・陳情要旨



請願第9号

シルバー健康入浴事業に関する請願

シルバー健康入浴事業は十数年前に開始され、今日では市民の間でよく知られた事業であり、当初の事業目的である、独居老人の外出を促し公衆浴場においている方々との会話を通じた認知症予防と同時に、交通事故よりも多いと言われていた入浴時の溺死事故の予防策にもなっております。当該事業が始まりましてからは何どきも多くの人達と一緒に入浴するため、最近自家風呂でのひとり入浴に恐怖を感じるようになりました。

一部の方から当該事業は、緑区、若葉区等の公衆浴場がない地域の人たちとの不平等さが指摘されておりますが、緑区、若葉区ともに、いきいきプラザ内には公衆浴場並みの浴室設備があり、60歳以上の方なら毎日利用できるとともに、若葉区の浴室設備に至っては露天風呂まで設置されているなど、決して月4回の入浴サービスが不平等とは思いません。

また、当該事業費が市における市民のための無料入浴施設の運営費を上回るとは考えられず、介護保険制度の面からみても市の大きな財政負担にはならないと思います。

当該事業が廃止の対象とされているとのことですが、廃止されれば月4回の楽しみが奪われてしまうと同時に、今まで公衆浴場を利用することでできましたお友達とお会いする機会を失ってしまい、事業開始前の独居生活に戻ってしまいます。

当該事業は、今日では独居老人にとって一日の生活の中で大切なひとときの時間であり、それを失うことは、今後の生活に不安を抱くことになり、いかに私たち独居老人にとって大切な事業であるかが実績として証明されていることから、下記事項について請願いたします。

記

- 1 シルバー健康入浴事業を継続すること



陳情第8号

JR千葉駅前ロータリーにおける喫煙所設置反対に関する陳情

JR千葉駅前のロータリーは路上喫煙等禁止地区となっておりますが、ここにJTが市から敷地の使用許可を受けてボックス型の喫煙所を設置し、その維持管理は費用面も含めて市が行うとのこととです。

平成21年3月に取りまとめられた、厚生労働省の受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書にも記されているように、受動喫煙が死亡、疾病及び障害を引き起こすことは科学的に明らかであり、受動喫煙を防止するために公共的な空間での喫煙を規制した国や地域から、規制後、急性心筋梗塞等の重篤な心疾患の発生が減少したとの報告が相次いでなされています。そのため、同報告書では、今後の受動喫煙防止対策は、基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については原則として全面禁煙であるべきとしています。

JR千葉駅前のロータリーは、子供も含めた多数の者が利用する空間ですが、今回計画されている喫煙所では、周囲へたばこ煙成分が漏出し、濃厚な受動喫煙を受けることが予測されます。

喫煙者にとってはたかが嗜好品であっても、ぜんそくや心臓疾患を持つ患者にとっては急性の発作を引き起こす凶器です。喫煙者の多くが、現在きちんと禁煙を守ってくださっている区域に、わざわざ市民の健康を害するものを設置し、維持管理に税金を投入し、喫煙を奨励する必要はないと思われまます。

一医師として、真に市民の健康を考えた施策を実施していただきたく、下記のとおり陳情します。

記

- 1 JR千葉駅前ロータリーへの喫煙所設置を承認しないこと
- 2 厚生労働省の受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書に基づき、市における一層の受動喫煙防止対策を進めること



陳情第9号

千葉駅前ロータリーにおける喫煙所設置に関する陳情

JR千葉駅前ロータリーは、市が指定した路上喫煙等禁止地区に含まれますが、ここにJTからの申し出により無償で提供されるボックス型の喫煙所の設置が検討されていると聞いています。ただし、その維持管理には市の予算が使われるとのこととです。

喫煙が個人の自由だとしても、今や喫煙の害が明らかになっており、一部の人のあしき嗜好に供するために市の予算を充てるというのはいかがなものでしょうか。

また、喫煙は自他ともに害するものとして定めた喫煙禁止地区内に喫煙所を設けるというのも矛盾しています。

平成21年3月に取りまとめられた厚生労働省の受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書では、今後の受動喫煙防止対策は、基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。特に、子供が利用する学校や医療機関などの施設を初め、屋外であっても、公園、遊園地や通学路などの空間においては、子供たちへの受動喫煙の被害を防止する措置を講ずることが求められる。そのためには、国や地方公共団体はもちろんのこと、様々な分野の者や団体が取り組みに参画し、努力する必要があるとしています。

駅前ロータリーに喫煙所を設けることで、喫煙者の習性として喫煙所に至る前からたばこに火をつけることも予想され、通行量の多い周囲の路上喫煙等禁止地区へたばこ煙成分が漏れ受動喫煙被害が生じるおそれが高まります。また、立派な理念によって施行された路上喫煙等の防止に関する条例を持つ千葉市で、このような場所に喫煙所を設けたという先例が他市へ及ぼす悪影響も懸念されます。

以上の理由から、下記のとおり陳情します。

記

- 1 千葉駅前ロータリーへの喫煙所設置を行わないこと
- 2 厚生労働省の受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書に基づき、市における一層の受動喫煙防止対策を進めること